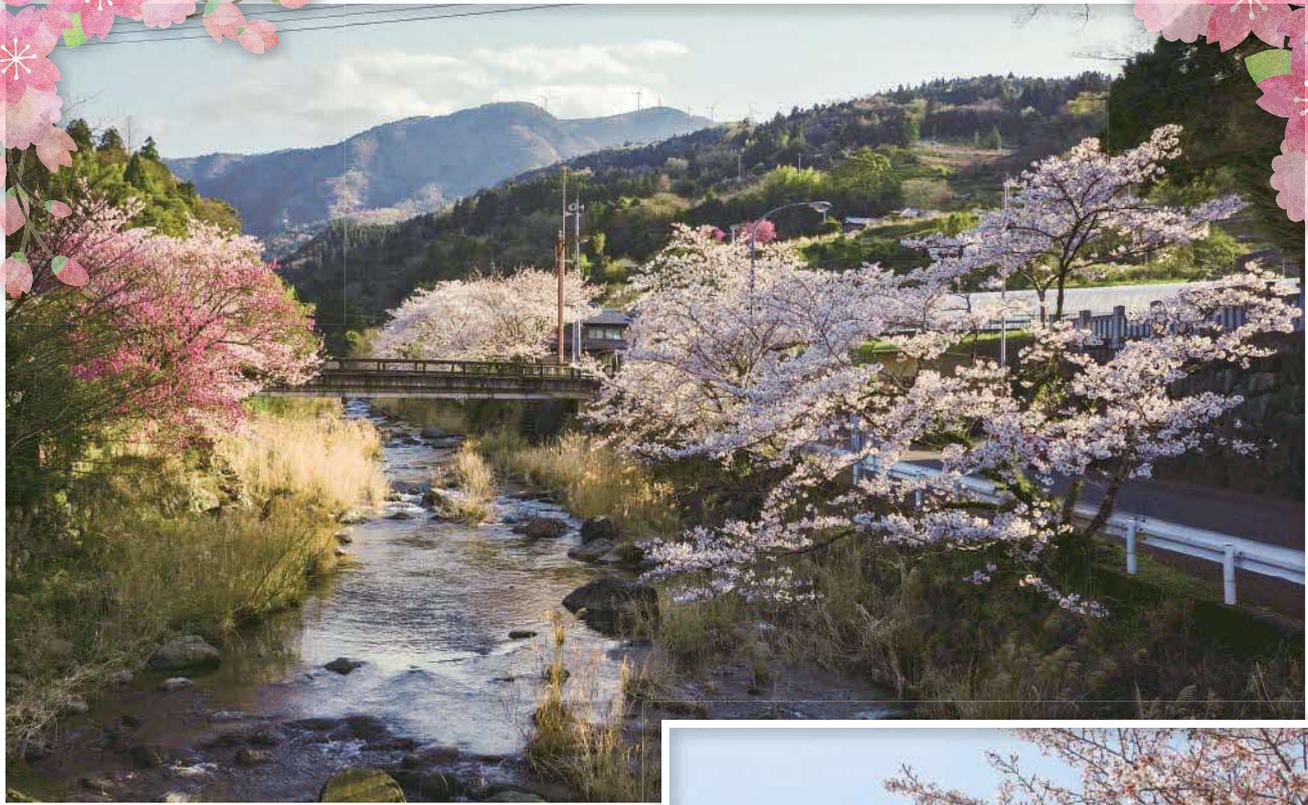


# さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

4 令和2年  
月号 | No.565



## さくら咲く ふるさとの春

人のうごき[令和2年3月31日現在] | 人口 2,281人(-7) 男 1,108人(-1) 女 1,173人(-6) 世帯数 935(0)

【IP電話番号】 村役場代表 5000~5004 / 議会事務局 5005 / 教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007  
総務課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970  
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 企画政策課 ☎679-2973  
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 保育所 ☎679-2217  
※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 IP. 5000~5004 ©役場共通 FAX.679-2125

【教育委員会】 ☎679-2817 FAX.679-2173



令和2年度

# 施政方針



佐那河内村長 岩城 福治

令和2年度を迎え、本年度の施政方針をお示しします。

現在、我が国は、人口減少や少子高齢化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大という、かつて経験したことのない危機に直面し、一斉休校などにより地域の生活や経済へ影響が現れるなど、先行き不透明な厳しい状況が続いています。

これに対して、国はもとより全国各地の自治体が感染防止対策を進め、本村でも、手洗いや咳エチケットなどの予防対策を村内放送等で注意喚起するとともに、イベントの自粛や開催方法の見直し、県と連携しての情報収集など、村民の安全・安心を最優先に考え、役場全体で様々な対応に努めています。

感染防止には、村をあげた取り組みが不可欠ですので、引き続き、ご協力をお願いいたします。

さて、こうした厳しい社会情勢の中、本村においては誕生から1000年という記念すべき年控え、また、次の1000年に向けた新たな「総合計画」と「地方創生総合戦略」がスタートするという重要な節目の年を迎えます。

新たな総合計画では、①快適で安心して暮らせる村、②健康でひとに優しい村、③ひとが生き生きと学び続ける村、④産業が元気で生き生きと働ける村、⑤参画と協働で支え合う村の5つの施策体系で構成され、各体系ごとに「社会基盤の整備」や「農業振興」、「子育て環境の充実」、「特色ある教育や福祉の充実」など、村民の皆さまの福祉向上と地域活性化に欠かすことのできない重点施策を盛り込みました。

また、地方創生総合戦略には、「しごと雇用の創出」や「新しい人の流れづくり」など、本村の地方創生実現に向けて取り組むべき重点施策を盛り込んでいます。

今後は、これらの新たな総合計画等をもとに、「住みよい村、住みたくなる村づくり」を進めることで、若者から高齢者まで、バランスの取れた、コンパクトでも福祉が成り立つ、持続可能な「つづく村」を作ること目標に、より効果的な施策展開を図って参りますので、村民の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 快適で安心して暮らせる村

これまでに整備した社会基盤の充実や村民の生活環境の向上、安全・安心の確保を進めるとともに、豊かな自然環境や農村景観など恵まれた地域資源を適正に管理・保全するため、村民と行政が連携した快適な環境づくりを推進します。

社会基盤の充実では、本村悲願の国道438号・上八万バイパスノ瀬工区・改良工事の一日も早い完成に向けて国や県へ要望を行うとともに、その他の道路についても国や県と連携を図りながら効率的に整備を進めます。住宅施策の推進では、新たな子育て世代の移住・定住を促進するための分譲宅地の造成や関連道路の整備工事に着手します。

生活環境の向上では、34項目に及ぶゴミの分別収集や、一般ゴミを排出することが困難な高齢者世帯への戸別収集・昨年度から無償化した年4回の粗大ゴミの収集などの環境衛生・美化対策を引き続き実施します。また、道路沿いの支障木伐採を行い、美しい農村風景の保全を図ります。

安全・安心の確保では、救急救命士を含めた3人の救急体制を維持するとともに、消防体制と消防団の装

備充実として、本年度は第7分団詰所新設や防火水槽と消防道の設置工事を実施します。

また、新庁舎に防災救急棟とヘリコプターの離着陸場を設置し、消防・救急体制の強化を進めます。

さらに、台風や集中豪雨が頻発する中、ため池の崩壊による災害発生を防ぐため、国庫補助金を活用し、村内のため池マップやため池ハザードマップの作成や、老朽化したため池の廃止工事や堤の強化などを行う農業用ため池整備事業を実施します。

## 健康でひとに優しい村

誰もが住み慣れた地域で安心し、ともに生きることが可能な地域福祉の充実や健康で安心して暮らせる社会環境づくりを進めます。また、今後も少子・高齢化の進展が見込まれるため、子育て支援の充実を図るとともに、元気に老いを楽しみ社会に貢献できる環境づくりを推進します。

地域福祉の充実では、お年寄りの外出や社会参加を促し、健康寿命増進に繋げるバスの無料乗車やタクシー運賃助成を実施します。また、介護対策として、在宅介護をされる人々の負担軽減を図るほのぼの介護手当の支給や大人のおむつ購入に係る助成サービスなど

行います。さらに、老人クラブへの補助金、シルバー人材事業、高齢者肺炎球菌予防接種やインフルエンザ予防接種の助成なども引き続き実施します。

子育て支援では、一昨年度に水準を引き上げた出産祝い金の給付、子育て支援センター活動の充実、保育所・学校・学童保育クラブ等の連携強化を図ります。また、子育て中の共働き家族を支援するため、放課後児童クラブ活動の充実、病児・病後児保育の広域利用などにも取り組みます。

保健・医療の充実では、乳幼児期から高齢期まで健康で生き生きと人生を送ることが出来るよう、乳幼児検診と乳幼児歯科検診の推進や、県内トップクラスの子どもはぐくみ医療事業の継続、疾病の発生及び蔓延を未然に防ぐための各種予防接種の実施・啓発を実施します。

## ひとが生き生きと学び続ける村

子ども達の思いやりの心や生きる力を育むため、本村独自の小中一貫教育の充実や生涯学習の環境づくりを進めます。また、子どもの健やかな成長を促す食育の推進や、村の歴史や文化の継承を図ります。

小中一貫教育の充実では、全ての児童や生徒の可能性を最大限に伸ばすため、本村独自の外国語教育指導員の配置や小学校1年生からの英語教育、放課後英語教室、小中学生の英語検定試験受験料の助成などを実施します。また、新たにALTが指導する5歳児対象の英語活動に学習支援員を配置するとともに、第2期佐那河内村英語教育戦略ビジョンを策定し、村の英語教育の充実を図ります。また、教育のICT化の動きにも迅速に対応し、これまでに整備してきたネットワーク環境や生徒用タブレットをもとにICTを活用した学習活動を積極的に推進します。

生涯学習の環境づくりでは、ふるさと納税を活用し、社会教育推進事業を新たに実施します。めまぐるしく変化する時代だからこそ、それに左右されない使命感と人間的魅力がある人材や組織等の育成を図るため、放課後英語活動や地域未来塾などの6つのメニューで取り組みを進めます。

## 産業が元気で生き生きと働ける村

経営体質の強化や担い手の育成・確保などの農業振興施策を推進し、本村農業の持続的な発展をめざします。また、地域資源を活かした新たな産業の育成や地場企業の振興により雇用の創出を図ります。さらに、本村の地域資源を最大限に活用し観光振興を推進します。

農業振興では、経営体質の強化として、農業生産団体や関係機関等と連携しながら、果樹アグリスクールやふれあいまつりの開催などを通じて、生産コスト低減や経営能力向上、生産技術の普及・継承を進めます。

また、担い手の育成・確保対策として、新規就農者の農機具購入を支援する就農支援補助金を新設し、国の制度とも連携しながら農業者の規模や形態に応じたきめ細やかな支援を行います。さらに、有害鳥獣の駆除では、センサーを活用した有害鳥獣対策システムの導入などの被害抑制対策を実施します。

観光の振興では、豊かな自然や農村風景、大川原高

原などの観光資源を有効に活用するため、施設整備や体験型観光のメニュー開発などを進めます。また、改訂した村のホームページなどを通し、ふるさと住民票や県外の村出身者などの本村にゆかりのある人々へ積極的に情報を発信し、交流の促進を図ります。

## 参画と協働で支え合う村

村行政の適切な情報提供に努め、村民や団体と行政が互いに連携・協働する村民主体の村づくりを推進します。また、行財政改革を一層推進することにより、安定した行財政基盤を確立し、持続可能な自治体経営の実現をめざします。

村民主体の村づくりでは、本村独自の講中・常会・名中などの地縁組織の活動が、今後も継続されるよう自治振興交付金やコミュニティ助成事業などにより支援します。

また、安定した行財政基盤の確立では、村の行政の新たな拠点となる新庁舎建設を着実に進めるとともに、財政基盤の強化や職員の人材育成にも取り組み、村民ニーズに的確に対応できる行政組織体制の構築を進めます。

## 地方創生総合戦略

本村の地方創生実現に向け、佐那河内ならではの3つの「わ」と「和（きずな）」、話（コミュニケーション）、環（つながり）を生かしながら、4つの方向から「人口減少の克服」と「持続可能なむらづくり」に向けた施策を強力に推進します。

①しごと雇用の創出では、サテライトオフィスをはじめとした企業や事業所の誘致、佐那河内ブランドのPRの推進、村内での創業や事業継続の支援、村内の農産物を用いた6次産業化の推進による農業振興などを進めます。

②新しい人の流れづくりでは、移住・定住を促進するための住宅供給対策の推進、ふるさと住民票や村人会活動を中心とした関係人口の拡大、都市部との交流活動の活発化、本村が誇る自然や観光などの魅力の発信力強化などを進めます。

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶えるでは、結婚や出産の支援、村独自の小中一貫教育の充実などにより、佐那河内ならではの恵まれた自然や社会資本、人材、人間関係などを活かした子育て環境づくりを進めます。

④交流拠点の充実と地域連携などの村づくりでは、新庁舎の交流機能の充実や利活用促進、新家での活動の活性化、常会等の地域活動の活性化などを進めます。

地方創生の実現に向け、これらの施策を速やかに展開するため、昨年度、1億5千万円のご寄付を頂いたふるさと納税の充実や、国の補助金などの有利な財源の確保を進めます。

以上のとおり、新たな「総合計画」及び「地方創生総合戦略」に基づく、令和2年度の施政方針を述べさせていただきました。今後も、1000年つづく「ふるさと 佐那河内」のさらなる発展に向け、村民の福祉向上と活力ある村づくりに精一杯努力して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

# 令和2年度 当初予算

**総額は 46 億 4,020 万円**

令和2年度佐那河内村当初予算が3月定例会において承認されました。

本年度予算は、厳しい財政状況の中でも住民サービスの低下を招かないよう、創意工夫を凝らし、重点的・効果的な施策を展開することにより『県唯一の村の『わ』を次世代へ向けて育む』の実現に向けて検討を行った予算計上としています。

予算規模としては、一般的な施策を進める一般会計と一般会計に属する特別会計として宅地造成事業特別会計(会計間の重複額を除く)を合わせた35億9,300万円(前年度比6,300万円・1.8%増)と国民健康保険事業特別会計など5つの特別会計を合わせた10億4,720万円(前年度比7,687万円・7.9%増)で、これらを合わせた村の予算総額は46億4,020万円となります。

## 村の財政状況

本村の財政は、大型起債の償還の終了などにより、※実質公債費比率は年々改善されていますが、今後、地方交付税の減少や本年度より着工予定の庁舎建設などの大型公共工事での起債が想定されるため、国の動向を注視し、堅実な財政運営を心がける必要があります。

歳入では、村税などの自主財源が少なく、国に大きく依存せざるを得ない財政構造であることから、国の財政状況にともなう直接的な影響が憂慮されます。加えて、財源の大半を占める地方交付税においては、算定の際に大きく影響を及ぼす人口減少などにより、今後減少傾向にあることが予測されます。

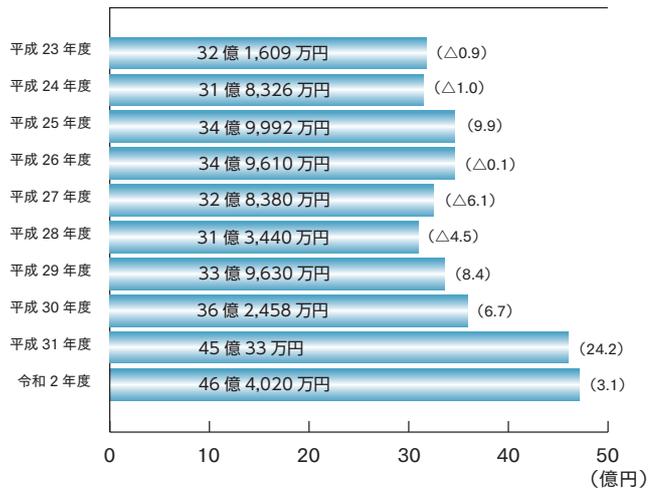
現在、本村では、人口減少克服や経済・雇用対策といった地方創生の更なる展開、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害への対応など、取り組まなければならない課題が山積しています。さまざまな住民ニーズに機動的かつ弾力的に対応するため、自主性・自立性を高めた行政経営体への転換が求められます。

本村は、明治から今日まで合併することなく、少子高齢化に向き合いながら、徳島県に残された唯一の小さな村として頑張ってきました。先人が営々と守ってきたこの村の風土や築いてきた産物をこれからも継承・発展を図り、全ての住民が元気で生き生きと生活を営み、持続可能な活力ある村の実現に向けた施策を重点的に展開していくことが重要です。

※実質公債費比率とは、基本的に分子に地方債の元利償還金(公債費)を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。分子の元利償還金に簡易水道や集落排水事業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や、一部事務組合との公債費類似経費を算入することで、連結決算の考え方を導入して求められる比率です。この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行します。また、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。本村の実質公債費率は0.0%(3年平均半年度では、平成30年度△0.2%、平成29年度△2.0%、平成28年度2.3%、前年度3年平均1.2%)となっています。

平成18年度の導入時には20%を超えていましたが、平成22年度からは18%を下回っています。

## 10年間の総額推移状況



※普通会計 + 特別会計 = 当初予算額  
※ ( ) は前年度当初予算対比

## 令和2年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率(%)
総額	46億4,020万円	3.1
普通会計(一般・宅造)	35億9,300万円	1.8
特別会計	10億4,720万円	7.9
国民健康保険事業	3億8,600万円	17.0
簡易水道	9,160万円	△1.1
農業集落排水事業	1億5,760万円	1.6
介護保険事業	3億6,290万円	5.0
後期高齢者医療	4,910万円	4.2

※伸び率は前年度当初予算対比

## 一般会計予算等を歳入別にみると

〔※宅地造成事業特別会計含む〕

歳入予算構成グラフをご覧ください。

村独自の収入である、村税や繰入金（各種基金【村の貯金】の取り崩し）などの自主財源は13億582万円円で全体の36.3%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で22億8,718万円となり、63.7%を占めています。

村税については、30万円増と前年並みになっています。歳入の32.3%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付するお金のことです。本年度は、11億6,000万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、8億420万円を計上して、その内訳は※臨時財政対策債として3,800万円、役場新庁舎建設関連事業として5億5,000万円、防災救急棟建設事業として1億1,100万円などになっています。

※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替え措置とみて差しつかえない地方債のことです。

## 一般会計予算等では一人あたりに157万円

〔※宅地造成事業特別会計含む〕

歳出予算構成グラフをご覧ください。

本年度も、昨年に引きつづき総務費が16億2,106万円と、最も大きな経費となっています。

役場新庁舎建設関連事業やふるさと納税事業などの実施によるものです。

民生費は、4億9,315万円を計上し、各種福祉事業（高齢者・障がい者の生活支援や外出支援、子どもはぐくみ医療事業など）に充てられています。

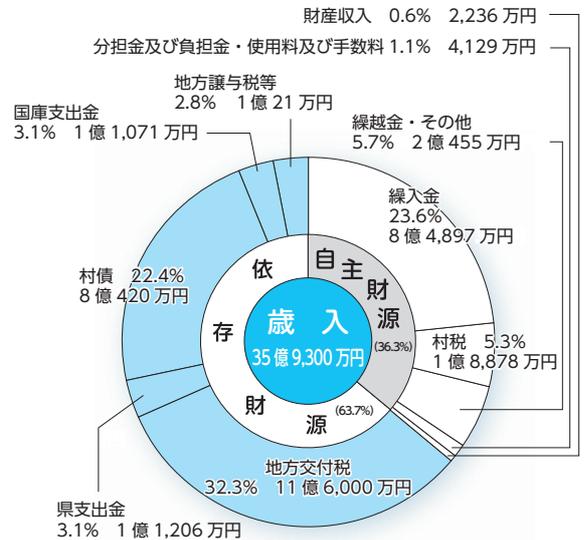
土木費は、3億732万円を計上し、造成から分譲までを行う予定の宅地造成事業5,600万円が含まれています。

公債費（村が国などから借り入れた借金返済の経費）は、1億7,704万円を計上し、前年度より224万円減となっています。

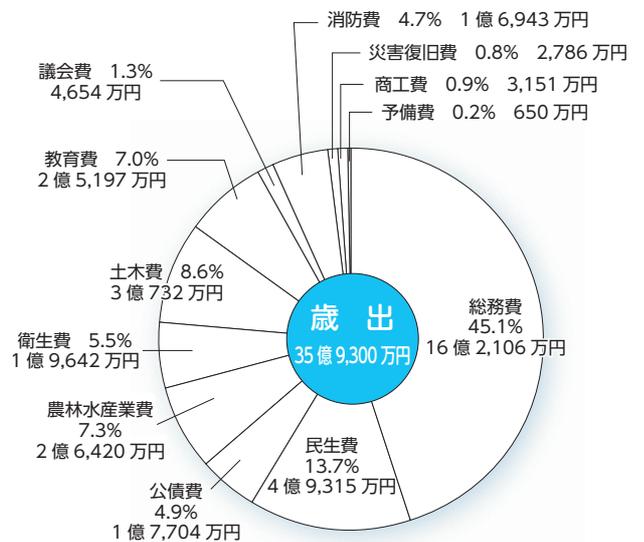
農林水産業費は2億6,420万円（農業振興事業、鳥獣被害防止総合対策事業など）、消防費は1億6,943万円（防災救急棟建設事業など）のほか、衛生費、教育費、議会費、災害復旧費、商工費、予備費を計上し

ています。令和2年度の一般会計予算は、村民一人あたりに使われるお金は、157万円になります。

## 歳入予算構成グラフ



## 歳出予算構成グラフ



村民一人あたりに使われるお金			総務費	民生費
			710,677円	216,198円
土木費	農林水産業費	公債費	教育費	衛生費
134,732円	115,826円	77,615円	110,464円	86,112円
消防費	議会費	商工費	災害復旧費	予備費
74,278円	20,403円	13,812円	12,214円	2,849円

※令和2年3月31日現在の人口(2,281人)で算出

## 一般会計予算等を性質別にみると

〔※宅地造成事業特別会計含む〕

性質別予算構成グラフをご覧ください。

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、9億2,389万円となっています。人件費は会計年度任用職員制度の導入により、前年度に物件費に計上していた臨時職員の賃金などの経費が人件費に計上されたことにより前年度比1億1,512万円増、公債費は前年度比224万円減、扶助費は前年度比179万円減となり、義務的経費全体で1億1,109万円の増額となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費は、全体で14億8,092万円を計上しています。

役場新庁舎建設関連事業、防災救急棟建設事業などを予定しています。

最後に、任意的経費ですが、需用費や委託料などの物件費や特別会計への繰出金、各種団体への補助費、維持補修費などで構成されています。物件費は、人件費とは逆に会計年度任用職員制度の導入により、臨時職員の賃金などの経費が物件費から人件費へ移行したことにより前年度比1億4,105万円減となっています。

繰出金は前年度比472万円増、補助費は小松島市外三町村衛生組合の施設改修に伴う負担金16,791千円の新規追加などにより前年度比2,084万円増となっています。

任意的経費全体では、前年度比9,274万円減となり、11億8,817万円を計上しています。

## 特別会計では

特別会計は、特定の事業にかかる保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別していません。

国民健康保険事業特別会計は、医療給付費などが増加傾向にあり、前年度比17.0%増の3億8,600万円を計上しています。

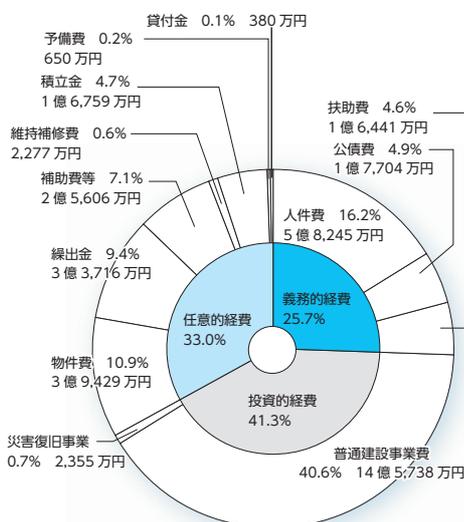
簡易水道特別会計は、前年度比1.1%減（105万円減）と前年並みの9,160万円を計上しています。

農業集落排水事業特別会計についても前年度比1.6%増（252万円増）と前年並みの1億5,760万円を計上しています。この2つの地方公営企業会計については、令和2年度から令和6年度までに法適用会計へ移行するための予算を本年度から計上しています。

介護保険事業特別会計は、3億6,290万円を計上しています。第7期介護保険事業計画の3年目の年であり、第8期の次期計画策定の予算計上などにより前年度比5.0%の増となっています。

後期高齢者医療特別会計は、4,910万円を計上しています。保険料軽減特例の見直しによるシステム改修費の増額などにより前年度比4.2%の増となっています。

### 性質別予算構成グラフ



議会だより

令和2年  
第1回3月定例会

令和2年第1回定例会は、3月10日開会され、令和元年度各会計補正予算案件6件、令和2年度各会計当初予算案件7件、条例案件4件、人事案件1件、議員提案（意見書）1件の合わせて18件の審議を行い、原案どおり可決、同意、採択し、3月19日に閉会しました。

新年度に向けての  
施政方針

佐那河内村長 岩城 福治

柱①

国道438号、上八万バイパスノ瀬工区改良工事が順次進められています。一日も早い完成に向け、引き続き国や県へ要望を行います。また、その他の道路網の整備についても、国や県との連携を図り、過疎債や国庫補助金などを活用し、効果的かつ効果的に進めます。

中尾谷地区での分譲宅地造成事業の本体工事や関連道路整備に着手します。子育て世代の移住・定住を促進し、人口や税収の増、地域コミュニティの活性化につながるよう、新年度の分譲開始に向け事業を進めます。

救急救命士など3人の救急輸送体制を維持し、引き続き消防団の装備の充実を進め、新年度は、第7分団詰所の新設、防火水槽、消防道の設置工事を実施します。

新庁舎敷地に隣接する防災救急棟建設、ヘリコプター離着陸場を設置し、防災力の強化を図ります。

老朽化したため池の崩壊による災害発生を防ぐため、農業用ため池の調査を実施し、ため池ハザードマップなどを作成し、ため池崩壊による被害の未然防止を図るとともに、老朽化したため池は、所有者のニーズに応じ、速やかに廃止工事や堤の強化などを行います。

柱②

高齢者の外出や社会参加を促し、

健康寿命増進につなげるため引き続きバス無料乗車やタクシー運賃助成を実施します。また、在宅介護を行う皆さまの負担軽減を図る、ほのぼの介護手当の支給や、大人のおむつ購入に係る助成サービスなども引き続き実施します。

安心して子育てができる環境づくりや、子育て支援体制の充実を図るため、出産祝い金の給付、子育て支援センター活動の充実による楽しく子育てしやすい環境づくりの推進、保育所、学校、学童保育クラブ等の連携による子どもたちの育ちや学びの環境のさらなる充実を進めます。

健康でいきいきと人生を送れるよう、乳幼児健診、乳幼児歯科検診の推進とフォローアップの充実と、18歳までの入院、通院などの医療費助成を行う子どもはぐくみ医療事業の継続と、疾病の発生及び蔓延を未然に防ぐための各種予防接種の実施と啓発、健康診査や健診内容の拡大、受診率の向上などの取組みを進めます。

柱③

小中一貫教育のメリットを生かしつつ、義務教育9年間を通して児童・生徒の可能性を最大限伸ばす取り組みを進めます。

新たにALTが指導する5歳児対象の英語活動に学習支援員を配置し、活動をさらに充実します。

小学校におけるプログラミング教育の必修化や授業改善に向けて、ネットワーク環境の整備や児童・生徒用タブレットの配備など、ICTを活用した学習活動を積極的に推進します。

目まぐるしく変化する時代だから

こそ、それに左右されない使命感と人間的魅力がある人材や組織等の育成を図るため、放課後英語活動、地域未来塾、わくわく川遊び体験、親子で一緒に学ぼう伝統文化、プログラミングワークショップ、家庭教育講座の取り組みを進めます。

柱④

農業生産団体や関係機関等と連携しながら、果樹アグリスクールやふれあいまつりの開催等を通じ、生産コスト低減や経営能力向上、生産技術の普及、継承を進めます。

担い手の育成、確保対策として、農業振興統合事業補助金に新規就農者の農機具の購入等を支援する就農支援補助金を新設します。

豊かな自然や農村風景、大川原高原などの観光資源の有効活用を図るため、施設整備や体験型観光のメニュー開発、情報発信などを進めます。

大川原高原に展望台を設置する工事を実施し、観光資源の魅力をさらに高めます。

柱⑤

本村独自の講中、常会、名中などの地縁組織の活動が今後も継続されるよう、自治振興交付金やコミュニティ助成事業などによりしっかり支援します。

新庁舎建設は、新年度から本体工事を施工する予定です。村民の皆さまに親しまれ、利便性の良い庁舎となるよう、着実に事業を進めます。新庁舎建設と併せて財政基盤の強化や職員の人材育成にも取り組み、村民ニーズに的確に対応できる行財政基盤の確立を進めます。

地方創生総合戦略

「仕事、雇用の創出」として、サテライトオフィスをはじめとした事業所等の誘致、佐那河内ブランドのPR推進、村内での創業や事業継続の支援、村内農作物を用いた6次産業化の推進による農業振興などを活発化させます。

「新しい人の流れづくり」として、移住・定住を促進するための住宅供給対策の推進、ふるさと住民票や村

人会活動を中心とした関係人口の拡大、都市部との交流活動の活発化、本村が誇る自然や観光などの魅力の発信力強化などを進めます。

「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」として、結婚や出産の支援、村独自の小中一貫教育のさらなる充実などにより、佐那河内ならではの恵まれた自然や社会資本、人材、人間関係などを生かした子育て環境づくりを進めます。

「交流拠点の充実や地域連携などの村づくり」として、新庁舎の交流機能の充実や活用の促進、新家の機能充実、常会等の地域活動の活性化などを進めます。



### 補正予算案件

**議案第1号 令和元年度佐那河内村一般会計補正予算(第4号)について**

歳入歳出予算の総額を8,460万3千円減額し、26億9,275万6千円とするもの。

繰越明許費として、過疎対策事業や学校ICT環境整備事業、道路橋梁災害復旧事業など3億70万円を計上するもの。

**議案第2号 令和元年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について**

526万9千円を減額し、予算総額を3億7,528万4千円とするもの。

**議案第3号 令和元年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算(第3号)について**

170万円を増額し、予算総額を9,580万円とするもの。

**議案第4号 令和元年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について**

71万円を増額し、予算総額を3億7,991万円とするもの。

**議案第5号 令和元年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について**

15万円を減額し、予算総額を4,548万円とするもの。

**議案第6号 令和元年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算(第3号)について**

3,463万円を減額し、予算総額を8,468万円とするもの。

### 当初予算案件

**議案第7号 令和2年度佐那河内村一般会計予算について**

歳入歳出予算総額35億8,200万円とし、前年度に比べ6,200万円の増額。

歳入では、村税1億8,878万円、地方交付税11億6千万円、分担金及び負担金2,577万8千円、使用料及び手数料1,613万5千円、国庫支出金1億1,071万4千円、県支出金1億1,205万9千円、財産収入1,269万8千円、寄附金1億5,001万円、繰入金8億4,896万8千円、村債8億420万円など。

歳出では、総務費で17億126万3千円と前年度に比べ8,548万9千円の増、民生費で4億3,715万7千円と前年度に比べ946万円の減、衛生費で1億6,225万3千円と前年度に比べ1,864万円の増、農林水産業費で2億2,456万9千円と前年度と比較し1,080万2千円の減、商工費で2,653万円と前年度に比べ772万9千円の増、土木費で2億6,156万円と前年度に比べ2,279万5千円の減、消防費で1億6,439万6千円と、前年度に比べ2,291万2千円の減、教育費で1億8,850万円と前年度に比べ310万8千円の増、公債費で1億7,704万千円と前年度に比べ224万3千円の減など。

**議案第8号 令和2年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について**

歳入歳出予算総額3億8,600万円で、前年度に比べ5,600万円の増。

**議案第9号 令和2年度佐那河内村簡易水道特別会計予算について**

歳入歳出予算総額9,160万円で、前年度に比べ105万円の減。

**議案第10号 令和2年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計予算について**

歳入歳出予算総額1億5,760万円で、前年度に比べ252万円の増。

**議案第11号 令和2年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算について**

歳入歳出予算の総額3億6,290万

円で、前年度に比べ1,740万円の増。  
**議案第12号 令和2年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算について**

歳入歳出予算の総額4,910万円で、前年度に比べ200万円の増。

**議案第13号 令和2年度佐那河内村宅地造成事業特別会計予算について**

歳入歳出予算総額5,600万円で、前年度に加部1,400万円増。

### 条例案件

**議案第14号 一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について**

多様な行政ニーズに対応するための最適な人材の確保に向け、任期を定めた職員の採用に関し、必要な事項を定めるもの。

**議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について**

職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向け、育児・介護休業法に基づく子の看護休暇制度の充実を図るもの。

**議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について**

令和元年人事院勧告を踏まえ、住宅手当の改定を行うもの。

**議案第17号 佐那河内村火災予防条例の一部を改正する条例について**

消防法の改正を踏まえ、消防法令の違反条例を公表する規定を追加するなどの改正を行うもの。

### 人事案件

**議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について**

令和2年3月31日で任期満了になる委員の選任について、議会の同意を求めもの。

(固定資産評価審査委員会委員  
:安藝 訓)

### 議員提出議案

**発議第1号 自家増殖を原則禁止とする種苗法改定の取りやめを求める意見書について**

地域農業や農家、消費者の権利を守り、安定した農作物・食料を確保する観点から、農家の権利を制限する種苗法改定の取りやめを求めるもの。

## 一般質問

大岩和久議員

### 1. 令和2年度一般会計について

**質** ①一般会計予算の編成における、村長の考え、方針をうかがいたい。

**答** ①新年度の一般会計総額35億8,200万円のうち、3分の1近くは新庁舎・防災棟の建設費と、最重要課題の人口減少抑制のための施策として、子育て環境の充実、住宅施策の推進、村の環境整備、道路を初めとする社会基盤の整備、関係人口創出のための予算編成です。

### 2. ふるさと納税について

**質** ①次年度及び、今後の使途について、方針をうかがいたい。

②ふるさと納税をしていただいた皆さまに利用活用した事業の報告やお知らせをホームページ等で案内してはどうか。

**答** ①これまで納税を通じて頂いた貴重なお気持ちは、子育て環境充実のための保育所のプールの設置、移住・定住促進のための各種助成制度、宅地造成、居住環境向上のための街路灯整備、支障木伐採などに充当しています。

次年度以降も、趣旨を踏まえつつ、地方創生の実現のため、現行のメニューに沿った事業を中心に充当していきます。

地方の課題はますます多様化・高度化しているため使い道の見直しや検討に際しては、他団体の先進事例の研究など村民の皆さまの意見をお聞きしながら慎重に行います。

②これまでふるさと納税を基にした事業は、村広報に掲載してきましたが、ホームページでの報告やお知らせの案内は、ふるさと納税の額の拡大や、より共感を得られやすい運用面での工夫を図る観点から非常に有効な方法です。

今後は、返礼品のメニューや情報発信面の工夫に加え、他団体での先進事例などを研究し、納税者

の皆さまに一層ご満足していただくための使い道等の報告の見直しを実施します。

### 3. 新型コロナウイルス感染症の対応について

**質** ①今後、本村における財政面への影響は、どのようなものが考えられるか。又、対応はどうされるのか。

②小中学校休業中の授業の時間不足については、どのような対応を予定しているのか。

**答** ①これまでの財政面への影響は、小中学校の臨時休校に伴う学童保育クラブの開所時間の拡大に要する経費の増加、各施設の貸出し規制による使用料の減少など、大きな財政負担を伴うものは発生していません。

今後の課題は、万一の事態に備え、救急救命士の活動のための感染防護服や消毒機材の購入、マスク・消毒液の備蓄などを進める必要があります。財政面への影響は、感染症の終息が長引くことにより経済活動の低迷が懸念され、建築業や製造業などでは資材の確保ができず、操業が見通せない状況も現れてくる懸念があります。また、農産物の消費低迷により売上げの減少が懸念されます。これらの経済活動の低迷は、法人税や所得税など国の税収減につながり、地方交付税の減額など、地方公共団体の財政運営への影響も懸念されます。

②文部科学省や県の通知などを踏まえ、村では、小中学校を3月3日から3月24日まで臨時休業とすることを決定しました。

教育委員会としては、小中学校において、各学年とも担任の教員が学んでいない学習の範囲をまとめ次の学年の教員に伝えること、次年度は児童生徒の学んでいない学習の範囲を踏まえながら丁寧な指導を行うよう指示をしました。小中一貫教育校ならではの利点を生かし、小学校と中学校の切れ目のない指導を行うことができると考えています。

令和2年度佐那河内小中学校において一人ひとりの学びの様子を

引き継ぎながら、きめ細やかな指導に取り組みよう促すとともに、可能な状況になれば、学校独自の補充学習の継続も検討し、さらに学びを確実にできるよう働きかけます。

井開一文議員

### 1. 村の課題解決と発展について

**質** ①現状と課題について（副村長）

②課題解決と発展に向けての取り組みについて（副村長）

**答** ①本村は県庁所在地から車で僅か20分余りの大変恵まれた立地条件ながら、美しい自然や農村風景、そして豊かな農産物、さらには、1000年にも及ぶ歴史が育んできた伝統や文化、人と人との絆など、佐那河内にしかない宝物とも言うべき地域資源を有する自治体です。

しかしながら、少子高齢化、人口減少という極めて困難な課題に直面し、基幹産業である農業の担い手確保や観光振興などにも対応が求められる大変厳しい状況です。こうした状況がさらに進行すれば、地域の過疎化を加速させ、コミュニティ機能の低下や地域経済の縮小などにつながり、本村がめざす持続可能な村づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念をされます。

こうした状況を打開するためには、結婚、出産、子育て環境の充実や高齢者の皆さまが暮らしやすい社会づくり、雇用の創出など、誰もが住みやすい、住み続けたいと思う環境づくりを推進しながら、一方で、移住定住の促進や関係人口拡大に向けた取り組みを一層強化していくことが重要です。また、村ならではの強みである常会などの地縁組織の維持はもとより、消防団や清掃活動など、住民や地域、行政による協働の取り組みを進めることも重要です。

②私としては、まず、役場内において、総合計画と総合戦略を中心に、各所属が緊密に連携し施策展開が図られるよう、職員や組織の間における調整役として、役場組織の横連携の強化に、意を用い

で参ります。また、村長と職員の中継役として、村長をしっかりと支えながらも、職員のご意見にも耳を傾け、トップダウンとボトムアップがしっかりとつながる風通しのよい組織体制の構築にも努めます。さらに、より円滑に事業を進めていくために欠かすことができないのが、村民の皆さまのご理解、ご協力です。そのためには、村民の皆さまから頂いたご意見をしっかりと村行政に生かしていけるよう、対話と協調を基調とする村民目線、現場主義を念頭に置いて職務に努めて参ります。

## 2. 佐那河内村総合計画と地方創生総合戦略について

**質** ①前総合計画と比べると目標人口が大きく減少しているが目標人口はどのような目的・根拠により設定したのか。

②本村の最重要課題である人口減少対策に村長はどのような考えで取り組むのか。

**答** ①平成27年度策定の地方創生総合戦略では、村の将来人口目標を2040年に2,000人、2060年に1,800人としていたところですが、今回は、この目標数値を2040年に1,800人、2060年に1,600人をめざすに見直しを行っているものです。

理由としては、前回の人口目標は、2005年、2010年の国勢調査の結果を基に人口推計を行い、設定したものです。一方、今回の人口目標は、最新データの2015年の国勢調査の結果を基に設定しているため、推計の基点となる2015年の人口が前回の推計値である2,456人から実際は200人程度少ない実績値の2,289人に置き変わったことによるものです。

②次年度は、新たな総合計画等の初年度で、次の1000年に向けてスタートを切る節目の年です。また、新庁舎建設事業や宅地造成・分譲事業などが本格的に開始される重要な年度です。このため、新総合計画等を基に人口減少の抑制に向けた取り組みをこれまで以上に積極的に展開します。

具体的には、本村での移住・定

住の促進を図るため、分譲宅地の造成などによる住宅施策の推進、道路をはじめとする社会基盤の整備などによる村内生活環境の整備や保育所、小中一貫教育や学童保育クラブの連携による子育て環境の充実、また、村のイメージアップを図るためのホームページの改訂、ふるさと住民票や村人会の関係者に向けた本村の魅力情報の発信などに取り組みます。さらに、ふるさと納税につきましても、新たな商品の開発や発掘に取り組み、本村のファンの拡大を推進します。

## 平岡 淳 議員

### 1. 人員採用計画について

**質** ①5か年計画はいつ作成されるのか。

②計画が無いままの採用は誰が決定したのか。

③今後の方針について

**答** ①現在の定員管理計画の計画期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間です。村では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする定員管理計画を3月末までに策定します。

②地方公共団体の職員数は、個々の様々な行政需要により決定されるものと考えていて、新年度からの業務遂行に必要な人員を検討し、職員の健康状態やワーク・ライフ・バランスへの配慮なども考慮して職員採用の手続きを進めていますので、ご理解をお願いいたします。

③コストを抑えながら質の高い行政サービスを提供することを前提とし、村が担うべき事務事業に要する適正な職員数による行政運営を行うため、事業と人員の適正なバランスと財政指数などを考慮しながら定員管理に取組みつつ、弾力的に対応していきます。

### 2. 食業工房さなごうちについて

**質** ①現状をどう考えるのか。

②利用の低調な理由について

③今後どのようにするのか。

**答** ①少子高齢化が急速に進む本村において、仕事・雇用を創出する小さな拠点の整備や地域連携

の村づくりを進めるという基本政策のもと、整備した施設です。

施設整備計画策定時のKPI（重要業績評価指数）は、本年度末で起業者数4人、事業収入710万円、企業の誘致数ゼロです。これに対し現在の状況は、起業者数3人、事業収入56万6,140円です。

施設利用の広報等をしていく中では、施設の利用者、利用料とも、少しずつではありますが好転をしていると思っていますので、いましばらくお時間を頂きます。

②施設の利用方法や新しい機器の使用方法に慣れるまで少し時間がかかったということがあり、思うような利用ができなかったと考えています。また、村外からの利用者の獲得という点から考えると、外部に向けてのPR不足があったのではないかと考えています。当初考えていました村外の多様な機関に向けての積極的な働きかけが不足していたとも感じています。

③収益事業が行える加工施設として設置をしましたので、村内外の利用者の皆さまには、この施設をこれまで以上にご利用いただきたいと思っています。村内の利用団体の皆さまには、これまで以上に積極的にご利用いただけます。今後は様々な媒体を利用しながら、これまで以上に積極的にPRを行い、食業工房を拠点として起業をしていただける利用者の掘り起こしにも力を注いでいきます。

### 3. 一般財団法人さなごうちについて

**質** ①現状をどう考えるのか。

②今後どのようにするのか。

**答** ①本年度の主な取り組みは、移住・定住、交流の促進として、ふるさと住民票を発行したふるさと住民への本村の田舎暮らし情報の配信、移住の受皿となる空き家確保のための片づけ等のサポート、村内外の人々が交流するための機会づくりとして、新家でのマルシェ開催や、村内の神社を対象としたウォーキングイベント、遊山箱をテーマとしたワークショップなどを実施しました。

こうした取り組みの中で、新家マルシェでは、村内外から毎回約400人にご参加をいただき、交流の輪が広がりをを見せているところです。また、ふるさと納税関係では、本年度の村の目標納税額1.5億円の達成に多大なご貢献をいただき、そのうち、村には約半分の7,500万円が税収として、地元生産者の人には約3,500万円を超える金額が売上げという形で、村への経済効果がもたらされたところです。さらに、商業施設の経営では、村内の団体の温かいご協力のもと運営しています村ランチが、昨年おおよそ5.5倍となる4,000人のお客さまにご利用いただくと、順調に成長をしているところです。

また、副次的な効果として、地元のタウン誌や新聞社、放送局、また、国や県からの活動状況の視察など、各方面の人々が財団を訪れるといった村のPR効果も生まれています。

②一般財団法人さなごうちは、本村とは別の組織で、これから理事会、評議委員会を開催し、今後の事業方針を決定していく予定となっていますので、本村から財団に対する期待、希望について答弁します。

財団は設立後3年を経過し、本格的に活動の幅を広げる時期に来ているのではないかと認識をしています。

一方で、地方創生の実現に向けた取組みに一刻の猶予もないという状況であることから、悠長に構えていられるものでないということも、併せて認識をしています。そのため、財団と緊密な連携を図り、国や県、他市町村、他団体の動向を注視しながら、新たな連携や取組みについて引き続き模索、検討する必要があります。また、財団に対しては、国等の有利な財源を活用し、最少の経費で最大の効果を生み出せる取り組みの検討や、これまでに培ってきたつながりや実績を生かして事業のさらなる質の向上を図ることなどを進めていただき、その活動内容をさらに拡

大をしていくことを希望します。

## 森下嘉文議員

### 1. 農業用水路の整備について

**質** ①農業用水は本来の灌漑目的に加えて、生活用水、防火用水などにも利用されることもあります。今後、用水路の整備にどう取り組むのか。

②田園地帯では、水田の割合が高く、そのための水は必要不可欠です。老朽化した用水路の修繕等について、どのように考えているのか。

**答** ①農業用水路の新設は、新しい用水の利用体系がないため、計画はありません。

既設の農業用水の改良事業を行うおとする場合、または老朽化等による通水能力の低下や漏水、用水管理道路の損傷などに伴う修繕事業について、規模の大きいものは、採択要件に合致することや地元負担金は必要ですが、国や県の補助事業として取り組むことができます。

農業用水路の活用事例として、水辺の生き物を生息させ、土手部分には草花の植栽を行い、昔ながらの田園風景を思い出させるような環境整備をして、農薬を使用しない農作物を栽培することでブランド化を図っている地区もあるようですが、事業を行う場合は、地元の協力や費用対効果の検証、用水路の管理体制の充実など、事前の計画をしっかりと整備する必要があります。いろいろなメニューがありますので、個別にご相談させていただきます。

②農業用水の老朽化による通水能力の低下や漏水、用水管理道路の損傷などに伴う改良事業や修繕など規模の大きいものは、採択要件や地元負担金は必要となりますが、国、県の補助事業として取り組むことができます。また、台風の豪雨等により農業用水が被災した場合、採択要件を満たせば災害復旧事業として復旧工事が可能です。比較的小規模な改良や修繕などは、村単独の土地改良事業として事業費の3割補助ができる事業

があります。なお、補助率の見直しについては、新年度予算も既に編成していますので、今後の検討課題とさせていただきます。

## 高岡邦芳議員

### 1. 小中学校にタブレット

**質** ①タブレット導入計画はどのようになっているか

タブレットを活用して小中学生をどのように伸ばしていくのか。今後のICT（情報通信技術）の環境整備についてどのように考えているか。

**答** ①本村では、タブレットなどのICT機器を早急に整備して、令和2年度から使用できる体制の整備を進めています。

②1点目は、日々の授業の中に自分の考えをまとめ、友だちと共有してさらに深い考えへとつなげる学習場面を取り入れます。

2点目は、プログラミング的思考。つまり、順序立てて考え、試行錯誤しながら物事を解決する力を育成することをめざすプログラミング学習にタブレットを活用します。小学校においては令和2年4月から、中学校においては令和3年4月から必修となる学習で、小学校は全教科の中で行い、中学校は総合的な学習の時間を中心に計画的に進めます。

3点目は、外国語活動や外国語科、英語科などにてヒアリングや発音に関わる学習や、児童生徒一人ひとりの理解や学習の深度に対応した個別学習などへの活用を進めます。

教育委員会としては、タブレットを含めたICT機器を活用した授業改善がスムーズに図られるよう、様々な方策を講じ支援に取り組めます。

③ハード面では、国の配備計画に合わせて順次整備し、令和5年度までに125台整備予定で、タブレットを全児童生徒に1人1台ずつ配備します。

ソフト面では、スムーズなICT機器の活用による効果的な教育のため、専門性の高い教職員の配置や研修体制の充実、外部講師の活

用など、教職員への支援も必要です。

## 石本 哲也 議員

### 1. 英語教育と「インバウンド」について

**質** ①英語教育の効果・実績はどうなっているか。

②村として「インバウンド」をどう捉えているか。

③学力・成績向上は教育委員会の責務だが、村として将来的にどういった形で子供らの身に付けた英語力を村の発展につなげていくつもりか。

**答** ①英語教育を小中一貫教育の柱の一つに位置づけ、他校に先駆けて、新学習指導要領を踏まえ外国語教育指導官やALTが学校に常駐した指導、小学校の教諭と中学校の英語科の教諭が話し合い9年間の指導内容や指導方法を吟味し共通理解し指導、鳴門教育大学小学校英語教育センターの教授の指導・助言を受け授業に磨きをかけるなどの特色ある英語教育を行っています。さらには、学校で子どもと外国の皆さまとの交流が年間に幾度も行われ、じかにコミュニケーションをとっていること、スカイプを活用しリアルタイムで英語で交流したり、英文での文通を通して外国の学校の生徒と交流を続けています。

小学生が外国語活動の授業で積極的に英語で話しかける姿や、中学生が学校に来られた外国の皆さまに対して臨機応変に英語で受け答えすることが見られるようになりました。客観的な数値においても英語教育の成果が上がっています。例えば、GTECという英語力をはかる試験では、中学2年生の15人中6人が満点という成績でした。GTECの結果を英検の結果に置き換えたところ、中学2年生の段階で、書くことにおいて全15人中5人が、既に中学校卒業のときの力である3級から高等学校で身につける準2級の力を備えていること、全15人中、多くの生徒が中学校の卒業時の英語力である3級の力を持つという素晴らしい結果を残すことができます。また、英検においては、中学3年

生が高校を卒業するときの英語力である2級に合格し、また、小学校5年生の児童が中学校卒業のときの英語力である3級に合格するなど、素晴らしい結果を残すことができています。

②観光分野では、地方創生の動きが活発化する中でも、高齢化・過疎化が大変速く進み、人口減少が著しい本村が地域として存続し続けるために取り組む様々な施策の中で、グローバル化への対応は必須です。今後は事業を実施する中において、インバウンド対策ということを常に念頭に置きながら対応していきます。

③近い将来、国内のみならず、広く世界に向けての情報発信、外国人観光客の受入れなど、インバウンドへの対応、本村が誇る魅力的な農産物や特産品の輸出促進など、世界を意識した施策の必要性がなお一層高まると考えられることから、英語学習で習得した英語力を基に本村の施策や取組みの一翼を担い、これから始まる新しい1000年における持続可能な村づくりを支えていただくことを強く期待しています。

### 2. 移住定住の今後について

**質** ①現在の移住定住施策はどうなっているのか。今年度の実績はどうか。

②新年度のプランは具体的にどうなっているのか。

③1月に「雇用の確保」目的で東京の移住交流イベントに佐那河内商工共栄会役員として参加したが、他のブースは自治体が参加していた。

来年度は一緒にどうか。

④村のしてほしい事を村外・都市部・首都圏のできる人にしてもらうのが地域おこし協力隊の基本と思うが、地域おこし協力隊制度について、こういった理解をしているのか。

また、新年度はどのように活用していくつもりか。

**答** ①最重要施策に位置づけ、全国に先駆けて、ふるさと住民票などによる関係人口の創出、空き家の確保や新築の助成などによる移住定住の支援、小中一貫教育や学童保育の充実などによる子育て環

境の充実などの取組みを実施することはもとより、ホームページや各種イベントを通じた本村のPRに努めてきたところです。

今年度の実績は、2月末現在で移住に関する相談件数が69組延べ133人です。また、相談を経て本村へ移住を決定した数は5組10人です。

②直接の取組みとして、新築支援補助金などの移住支援措置、移住コーディネーターなどによるワンストップの支援、空き家バンク登録の推進やふるさと住民票の拡大などを予定しています。

直接的な施策に加え佐那河内村の魅力発信の取組みとして、村ホームページの見直しによる情報発信力の強化、ふるさと住民への情報発信の充実、移住フェア等での本村のPRの実施などを行って参ります。さらに、これまで交流を深めてきた東京都小金井市や大阪府のミリカ・ヒルズ団地などとの絆をさらに深めていくための取組みも、関係の皆さまと連携しながら引き続き実施します。

③関係団体などと連携し、様々な機会を捉え移住者へ直接、継続的にPR活動を行うことは、本村への移住促進にとって効果的な取組みの一つで、これまでも佐那河内すだち連や商工共栄会と連携しての都市部との交流活動を実施してきました。

今後移住に関するPR活動も含めて、こうした村内の関係団体との連携を深めていくことを検討します。

④村外の人材を積極的に誘致し、定住・定着を図ることで、地域にとっては、隊員の熱意が大きな刺激となり、地方自治体にとっては、行政ではなし得ない柔軟な事業の展開や村民の増加による地域の活性化など、一石二鳥、三鳥の効果が見られると認識しています。

これまでの方針を継承し、目的は限定せず、村外・若者の視点で本村が誇る自然や農産物を素材としたブランドや商品の開発、新たなビジネスの創造など、様々な分野で本村を舞台としてチャレンジしたい人材であれば、積極的に受け入れます。

# 議 会 行 事 出 席 報 告

〈 〉 場所 ・ ( ) 出席者

令和 2 年 3 月

- 3月4日 議員協議会 <議会事務局> (全議員)  
 全員協議会 <農振センター> (全議員)
- 
- 10日 第1回佐那河内村議会定例会開会・議案審議 <役場3階議場> (全議員)
- 
- 11日  
 ) 議案審議 <議会事務局> (全議員)  
 12日
- 
- 13日 佐那河内中学校卒業式 <小中学校体育館> (加藤議長)
- 
- 17日 第1回佐那河内村議会定例会 一般質問 <役場3階議場> (全議員)
- 
- 18日 佐那河内小学校卒業式 <小中学校体育館> (加藤議長)
- 
- 19日 第1回佐那河内村議会定例会 表決・閉会 <役場3階議場> (全議員)
- 
- 21日 佐那河内村保育所修了式 <佐那河内保育所> (高岡議員)
- 
- 23日 例月出納検査 <議会事務局> (服部監査委員・新居監査委員)  
 村総合計画策定委員会 <農振センター> (加藤議長)
- 
- 24日 第3回英語教育運営委員会 <農振センター> (高岡議員)
- 
- 27日 小松島外三町村衛生組合第2回定例会 <衛生組合> (加藤議長)
- 
- 30日 徳島県市町村振興協会理事会 <自治会館> (加藤議長)

## さなごうちスポーツクラブ案内

5月

### 農振センター 2階和室

健康体操教室  
20:00~21:00

### 村民体育館

卓球  
19:30~21:00  
 ※バドミントン  
20:00~22:00

- ※状況により中止になる可能性があります。
- ※印の種目は活動費が必要です。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

### お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局 (教育委員会内)  
 ☎679-2817 IP5006

日	月	火	水	木	金	土
					1 バドミントン	2
3	4	5	6	7	8 バドミントン	9
10	11	12	13 卓球	14	15 バドミントン	16
17	18	19	20	21	22 バドミントン	23
24 31	25	26	27 卓球	28	29	30



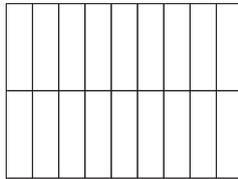
お気軽に  
お越し  
ください。

# 村役場

# 課の配置

## 村役場2階

通用口  
▷



## 村役場1階

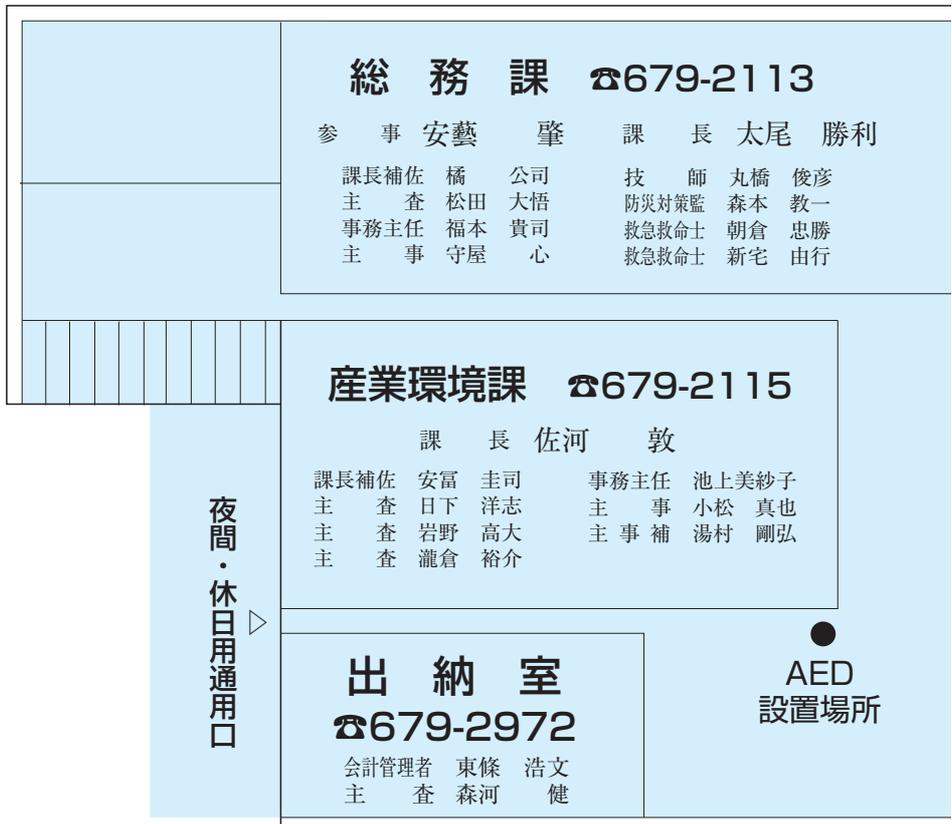
### 農振センター1階



◁入口

◁入口

玄関



夜間・休日用通用口  
▷

正面玄関▷

放送室	<b>教育委員会事務局</b> ☎679-2817 IP5006 参事兼教育次長 梯 卓義 主査 谷 慎也 用務員(再任用) 長江真里子 事務主任 森 拓也 外国語教育指導監 段本みのり 事務主任 上岡 織恵 学校給食センター 主事補 坂本 嵐 調理員 笠井 充代	事務室 さなごうち スポーツ クラブ 室	WC
	<b>企画政策課</b> ☎679-2973 参事兼課長 山本 利也 課長補佐 上野 浩嗣 地域おこし協力隊 高橋 仁美 主査 森 貴浩 地域おこし協力隊 宮岡 香織 主事補 後東 駿介	1Fへ→  3Fへ→	

副村長 小原 広行	<b>健康福祉課</b> ☎679-2971 課長 青木 和代 課長補佐 住友 桂子 主事 近藤 祥平 主査 佐藤 享恵 保健師 西河 浩司 事務主任 栗原 美幸 主事 森本 直人 事務主任 池端 佳奈 主事補 岡野 智子	<b>村長室</b> ☎679-2137 村長 岩城 福治
<b>住民税務課</b> ☎679-2114 課長 橘 孝治 課長補佐 西村 一義 事務主任 竹内有喜子 主査 角田 寛子 主事補 多田 真人 主査 尾山 智美 主事補 小倉 郁 事務主任 西原 克矩	2Fへ→	
保育所 所長 濱本富美子 保育士 上野 友里 主任保育士 松下 敦子 保育士 山岡 麻姫 主任保育士 吉田 真希 保育士 江川 仁美 主任保育士 小畑 真代	<b>村民ルーム</b> ↑ 2Fへ	

△  
通用口

# 職員人事異動

(令和2年4月1日付)

## 【異動】

(所属名)	(職名)	(氏名)	(旧)
企画政策課	参事兼課長	山本利也	産業環境課 参事兼課長
産業環境課	課長	佐河敦	住民税務課 課長
住民税務課	課長	橋孝治	建設課 課長
建設課	課長	山岡忍	総務課 課長補佐
住民税務課	主査	角田寛子	教育委員会 主査
総務課	主査	松田大悟	住民税務課 主査
健康福祉課	事務主任	栗原美幸	産業環境課 事務主任
総務課	主事	守屋	住民税務課 主事

## 【昇任】

(所属名)	(職名)	(氏名)	(旧)
建設課	課長	山岡忍	総務課 課長補佐
健康福祉課	課長補佐	住友桂子	健康福祉課 主査
建設課	課長補佐	梶本佳史	建設課 主査
産業環境課	課長補佐	安富圭司	産業環境課 主査

## 【新採用】

(所属名)	(職名)	(氏名)
産業環境課	主事	小松真也
住民税務課	主事補	小倉郁
教育委員会	主事補	坂本嵐

## 【再任用】

(所属名)	(職名)	(氏名)	(旧)
教育委員会	用務員	長江眞里子	教育委員会 用務員 退職 再任用職員

## 【退職】

(氏名)	(所属名)	(職名)
長江眞里子	教育委員会	用務員
平岡弘年	企画政策課	主事

## 新人紹介



坂本 嵐  
(教育委員会主事補)



小松真也  
(産業環境課主事)



小倉 郁  
(住民税務課主事補)

## 東京 2020 オリンピック聖火リレー延期について

3月24日(火)国際オリンピック委員会(IOC)と東京2020組織委員会は、東京2020大会の延期を発表しました。

これに伴い、3月26日(木)より福島県を出発し、本村においても、4月17日(金)に走行が予定されておりました東京2020オリンピック聖火リレーは延期となりました。

今後は、大会延期日程に合わせて、新たな聖火リレーの日程等、詳細が判明次第、あらためてご案内いたします。

## 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている中小企業者等の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けている中小企業者等への支援については、経済産業省が次のとおり支援を行っていますので、制度ご利用を希望される人は、各関係機関にお問い合わせください。

なお、新型コロナウイルス感染症についての状況が日々変わっているため、最新の情報を経済産業省のホームページでご確認ください。

○経済産業省施策を中心とした、中小企業等向け施策について

最新情報は、経済産業省 HP にて随時掲載されております。

→新型コロナウイルス感染症関連 (経済産業省 HP)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

同サイトにある支援施策パンフレットには、セーフティネット保証制度をはじめ様々な支援策をまとめて掲載していますのでご覧ください。



3/17  
(火)

## 消費者協会小学校卒業生に筆立て寄贈

令和元年度の佐那河内小学校卒業生に、佐那河内村消費者協会の会員から牛乳パックをリサイクルして作った筆立てがプレゼントされました。毎年送られている筆立ては、牛乳パックをリサイクルして作られていて、「ゴミを資源に心こそ大切なれ」のメッセージがこめられています。思いを胸に、大切に使ってほしいと思います。



3/18  
(水)

## 高齢者叙勲【旭日単光章】 日下 俊夫さん（滝ノ宮）

平成3年4月に村議会議員として当選以来、連続3期12年の永きにわたり、地方自治の発展・地域住民の福祉の向上などにご尽力された功績が認められ、旭日単光章の栄誉に輝かれました。

県庁で行われた伝達式には、ご本人が出席され、飯泉徳島県知事より勲記（賞状）及び勲章を受け取られました。

栄えある叙勲受章、おめでとうございます。



### お詫びと訂正

3月15日（日）発行の広報3月号5ページの「粗大ごみの出し方についてのお願い」の記事中の地図と折り込みの「粗大廃棄物・廃家電製品」の地図において誤りがございました。お詫び申し上げますとともに次のとおり訂正させていただきます。

（誤） 国道439号線 → （正） 国道438号線

## さなごうちスポーツクラブ

### 事務員募集

職種／事務

給与／自給800円

仕事内容／スポーツクラブ会計と運営事務

応募／電話連絡のうえ、履歴書を持参ください

勤務地／佐那河内村役場内スポーツクラブ事務所

TEL.088-679-2817

勤務時間／週3日 1日4時間程度

戦没者等のご遺族の皆さまへ

# 第十一回特別弔慰金

が支給されます。

戦没者等の遺族に対する

特別弔慰金支給

のお知らせ



## 支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

### 戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者等の子
- 3 戦没者等の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

## 支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

## 請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

## 請求窓口

佐那河内村役場 住民税務課

# 住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築（床面積10㎡以内）工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算300万円の範囲内において、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

## 1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する者で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする者は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとししないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない者であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

## 2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

## 3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、令和3年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）

補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

## 4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

## 5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

# ブロック塀安全対策支援事業創設

南海トラフ巨大地震等によるブロック塀等の倒壊による被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するとともに、安全・安心を確保することを目的とし、避難路沿道等に面した危険性の高いブロック塀等の撤去や新設を実施する村民に対し、その経費の一部を助成するものです。

## 対象となるブロック塀等とは？

補強コンクリートブロック造及びコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀をいう。

## 避難路沿道等とは？

避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地をいう。

受付期間

4月15日(水)～  
12月28日(月)まで

## 助成額

### ■ ブロック塀撤去に対する助成額

補助基準額 上限 100,000 円 うち 助成額 66,000 円

### ■ ブロック塀撤去・新設に対する助成額

補助基準額 上限 500,000 円 うち 助成額 333,000 円

次のチェックリストで1つでも不適合がある場合は対策が必要なブロック塀です。

## 点検表

点検項目	点 検 内 容	点検項目	
		適合	不適合
1 高 さ	1.2m を超えている	いいえ	はい
2 壁の高さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
3 控 壁	4m 以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4 基 礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ(不明)
5 傾 き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
判 定			
6項目のうち、1つでも不適合がある場合、安全対策が必要		いいえ	はい

この助成事業は、令和2年度末までの国庫補助事業です。

お問い合わせ、書類の提出先 建設課 住宅の耐震化担当まで

# 木造住宅耐震化促進事業のご案内



近い将来起こると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、改修工事などに助成します。また、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された住宅について簡易な補強計画に要する経費を新たに新設いたしました。

耐震改修などを検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつながっていくことが、この事業の目的です。

## 木造住宅耐震診断支援事業

- **補助要件診断対象となる建物**（佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅）
    - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です）
    - 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
    - 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの
  - **受付戸数** 5戸（先着順）
  - **自己負担金** 建物1戸当たり 3,000円
- ※徳島県に登録している耐震診断員（建築士）が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

## 木造住宅耐震補強計画事業

- **対象となる住宅** 実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅
  - **事業内容** 耐震性を向上させる補強方法及び概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画
  - **受付戸数** 5戸（先着順）
  - **自己負担金** 建物1戸あたり 無料
- 耐震診断支援事業申込み時点で、補強計画事業も行えるようになりました。昨年度までに耐震診断支援事業を受けられた人も無料で補強計画を行えます。

耐震診断結果をうけ改修工事等を行いたい場合

## 木造住宅耐震改修支援事業

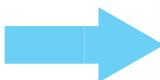
- **補助要件**（次の要件をすべて満たす木造住宅）
  - 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
  - 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの
- **補助対象工事**
  - 1) 家具の固定（必須）  
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
  - 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事
  - 3) 感震ブレーカ（分電盤タイプに限る）を設置しなければならない
- **受付戸数** 3戸（先着順）
- **補助額** 補助対象経費の4/5以下で上限130万円（千円未満切り捨て）

施工例



筋交いや金物、火打ちで強化

家全体を改修したい



## スマート化支援事業

耐震化と  
合わせて  
ICT、AI化  
工事を実施



### ●補助要件

- 1) 耐震改修支援事業または耐震シェルター設置支援事業と併せておこなう。

### ●補助対象工事

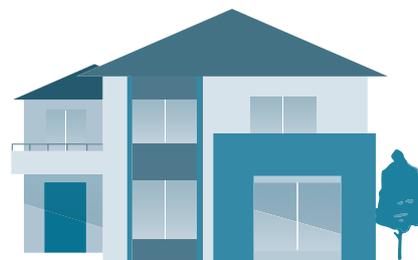
- 1) ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事  
(例) 見守り機能付きトイレの設置  
見守りセンサーの設置  
地震計の設置  
ICTやAI工事に併せて省エネルギー化工事やバリアフリー化工事などのリフォームも対象にすることができます。

### ●受付戸数

2戸

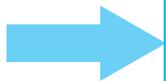
### ●補助額

補助対象経費の2/3以下  
で上限30万円  
(千円単位切り捨て)



## 耐震シェルター設置支援事業

地震は怖い  
けどおが  
かりな耐震  
化はすぐに  
できない



### ●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

### ●補助対象工事

- 1) 家具の固定(必須)  
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震シェルターの設置
- 3) 工事中的写真の提供などモニターとしての協力

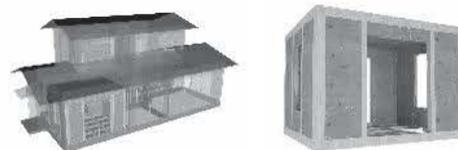
### ●受付戸数

1戸

### ●補助額

補助対象経費の4/5以下  
で上限80万円  
(千円未満切り捨て)

### 施工例



## 住宅の住替え支援事業

思い切って  
建替えたい



### ●補助要件

- 1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
- 3) 現在居住している住宅

### ●補助対象工事

- 1) 住宅の建替えまたは他所(村内)へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

### ●受付戸数

1戸

### ●補助額

補助対象経費の2/5以下で  
上限30万円

※耐震改修工事などは、県の登録施工者が施工するものに限りま。

木造住宅耐震化促進事業の  
お申し込みは、申請書、  
添付書類を添えて

4月15日~12月28日まで

(申込先着順)

● 申込書、申込先 建設課 住宅担当 ●

# 後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

令和2年度・令和3年度の保険料を算出する保険料率が決まりました。保険料率は2年ごとに見直すこととなっており、令和2年度および令和3年度は次のとおりです。

また、次の計算方法で算出された保険料は、所得の低い人及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人は、軽減制度があります。

なお、制度の見直しや政令・条例改正により、令和2年度から保険料の上限額および被保険者均等割額・所得割額の軽減についても見直しが行われています。

被保険者に納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。被保険者の皆さまには、ご負担をおかけしますが、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。



## 保険料の計算方法（令和2年度・令和3年度）

**保険料＝均等割額＋所得割額**  
※100円未満切捨て、上限額64万円(令和元年度:62万円)

**均等割額 55,000円**  
 (令和元年度 52,913円)  
 ○被保険者が等しく負担

**所得割額**  
基礎控除(33万円)後の総所得金額等  
 ×  
 所得割率 10.28%  
 (令和元年度 10.34%)  
 ○被保険者の所得に応じて負担

## 保険料の軽減（令和2年度）

**均等割額の軽減** 世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が軽減されます。

世帯の所得額の合計	均等割額の軽減割合
33万円以下で、世帯内の被保険者全員の所得がない (年金収入 80万円以下)	7割 (令和元年度:8割)
33万円以下	7.75割 (令和元年度:8.5割)
33万円＋「28万5,000円(令和元年度:28万円) ×世帯の被保険者数」以下	5割
33万円＋「52万円(令和元年度:51万円) ×世帯の被保険者数」以下	2割

**被用者保険の被扶養者であった場合の軽減** 後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担がなく、均等割額が5割軽減されます。ただし、上記の7割軽減、7.75割軽減に該当する場合は、該当する軽減割合が適用されます。

被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する被保険者均等割軽減	均等割額の軽減割合
	5割 (令和元年度:5割)

## 保険料のお支払い

令和2年度の保険料が年金から差し引かれる人は、4月分から8月分までの年金については、前年の所得が確定していないため、仮に算定した保険料額をお支払いいただきます。

前年の所得確定後、8月に保険料額の決定を行い、確定した年間保険料額から仮算定分を差し引いた額を10月分以降の年金からお支払いいただきます。

また、4月分の年金から差し引かれていない人は、8月に保険料額と納付方法を記載した通知をお送りします。詳しくは、お住まいの市町村担当窓口にお問い合わせください。

## 入院したときの食事代等について

同一世帯の全員が住民税非課税の人は、入院や高額な外来診療を受けるときに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を病院の窓口で提示することで、医療機関ごとに医療費及び食事代の自己負担限度額が減額されます。認定証が必要な人は、お住まいの市町村担当窓口申請してください。

また、認定証の適用区分が「区分Ⅱ」に該当する方の食事代は、区分Ⅱの認定証の交付を受けている期間内の入院日数が90日を超えるとさらに減額されますので、再度申請してください。

※申請月よりもさかのぼっての適用はできません。

お問い合わせ

保険料のこと・・・住民税務課

入院・診療など保険料以外のこと・・・健康福祉課

## 電牧機購入補助金について

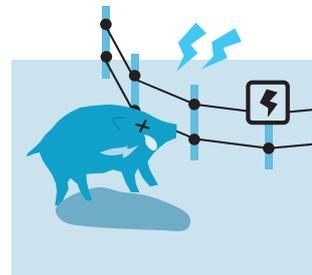
佐那河内村では、野生鳥獣による農作物被害の防止のため、次のとおり補助金を交付します。希望者は、交付申請書に必要事項を記入し、産業環境課まで申請してください。

**交付対象経費：**電気柵設置に要する電牧機本体（支柱、電線等は対象外）

**補助金額：**33,000円以内／電牧機1台（予算の範囲内で交付）

**補助対象者：**①～④をすべて満たす人（①本村村民、②農業従事者、③電気柵を設置する対象農地が1a以上、④概ね10年以上使用すること）

**電気柵使用上の注意：**安全に十分気をつけご利用ください。電気柵に草が触れると漏電するので、定期的に草刈りや点検を行ってください。



## 健康づくりの会

### ヘルスマイト募集



健康づくりの会（佐那河内村食生活改善推進協議会）では、『私たちの健康は私たちの手で』をモットーに楽しく活動しています。

- 年に8回料理実習（栄養士による指導）と学習
- 一人暮らしの高齢者の昼食会
- 保育所・小学校・中学校への食育活動など

事務局 ● 健康福祉課

健康づくりの会に入って一緒にお料理しませんか？

詳しくは、健康福祉課健康づくりの会事務局まで。

お気軽にお問い合わせください。



## 佐那河内村移住交流支援センター便り

日頃は、佐那河内村移住交流支援センターの活動に、格別なご理解、ご協力を賜っておりますことに心よりお礼申し上げます。

さて、当センターは、去る4月1日から村内の拠点役場から一般財団法人さなごうち「地方交流拠点 新家」内に移転しました。

今後は、新拠点を中心に、移住・定住の促進につながる活動や、受け皿となる空き家バンクの運営、村内外との地域間交流など、本村の地方創生に向けた取組みを展開して参ります。

村民の皆さまには、引き続き、センター事業への参画や空き家情報の提供などについてご協力をよろしくお願いいたします。



= 移転先 =

一般財団法人さなごうち  
「地域交流拠点 新家」

佐那河内村上字宮前84番地 1

TEL：088-636-4030

## 令和2年度がん検診及び特定健診のお知らせ

令和2年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。**(※新型コロナウイルスの影響により、日程変更の可能性があります。ご了承ください。)**

### ●がん検診日程及び場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
令和2年6月13日(土) 【申し込み期限：5月22日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：30～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和2年7月4日(土) 【申し込み期限：6月12日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：30～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和2年8月1日(土) 【申し込み期限：7月10日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：30～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和2年9月5日(土) 【申し込み期限：8月14日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：30～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和2年10月10日(土) 【申し込み期限：9月18日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：30～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和2年10月13日(火) 【申し込み期限：9月23日(水)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	農振センター  特定健診・大腸がん・前立腺がん 肝炎検査・頸部・腹部エコー検査 のみ実施	8：30～10：30
令和2年11月14日(土) 【申し込み期限：10月23日(金)】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	8：30～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
令和2年12月4日(金) 【申し込み期限：11月13日(金)】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	農振センター  頸部・腹部エコー検査は実施しない のでご注意ください。	8：30～11：00 婦人科及び骨密度検査は 13：30～14：00 〔※ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。〕

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。**(6月から10月は先着15人限定です。11月は先着20人限定です。)**ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定**でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

## ●がん検診内容及び負担金（集団健診）

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 (バリウム検査)	40歳以上の村民 ※令和2年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民（65歳以上の人は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウイルス検査	① 令和2年度において満40歳となる村民 (昭和55年4月1日～昭和56年3月31日生まれの人) ② 平成14年度から令和元年度までの間に、肝炎ウイルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和元年度に受診された人は、令和3年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。	400円
(婦人科検診) 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。原則として、令和元年度に受診された人は、令和3年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。 ※12月4日(金)は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月4日(金)の村内で行う検診では、**歯科健診及び口腔がん検診**も行います。歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※**特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。**ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

### 【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）において、令和2年6月1日から令和3年2月28日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類等を送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※2年に1回の受診となります。令和元年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和3年度に検診を受けてくださるようお願いいたします。ご了承ください。	4,100円

# 令和2年度 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

令和2年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を次の高齢者を対象に、公費（一部負担あり）で実施します。



## 1 対象者

- 令和2年度に次の年齢となる者  
(65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳)
- 接種日において、60歳～65歳未満の者で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者
- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない人  
※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は、定期接種対象外となるため、この接種費用の助成を受けることができません。

## 2 期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

## 3 接種回数

1回

## 4 実施方法

村が指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します）

## 5 料金

一人一回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください）

## 6 申込み方法

対象となる方へ必要書類を郵送しますので、書類が届いてから村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。

## 7 問い合わせ先

健康福祉課 保健衛生係

## 国民健康保険の加入・脱退の手続きについて

次の場合、国民健康保険異動届を健康福祉課まで提出する必要があります。

**※国民健康保険の加入・脱退については、自動で健康保険が切り替わりません。**

### 1 国民健康保険に加入する場合

- ・職場の健康保険などをやめた
- ・他の市町村から転入してきた
- ・子どもが生まれた
- ・生活保護を受けなくなった など

国民健康保険加入の申請が必要になります。

➔届出が遅れると、被保険者になった月までさかのぼって保険税を支払うことになったり、保険証がない期間の支払は、やむを得ない場合を除いて全額自己負担になる場合があります。

### 2 国民健康保険をやめる場合

- ・職場の健康保険に加入した
- ・他の市町村へ転出する
- ・被保険者が死亡した
- ・生活保護を受け始めた など

国民健康保険脱退の申請が必要になります。

➔届出が遅れると、保険税が二重払いになったり、資格喪失後の被保険者証で診療を受けた場合、後で返還していただく場合があります。

届出に必要なものについては村のホームページにて記載しています。  
ご不明な点がございましたら健康福祉課国民健康保険係までお問い合わせください。

### インターネット等による人権侵害

近時、スマートフォン等の普及により、インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった事案が急増しています。

最近では、令和2年3月17日に法務省の「平成31年及び令和元年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）～法務省の人権擁護機関の取組～」のなかで去年1年間に法務省がインターネット上で人権侵害の疑いがある調査したケースは1,985件で平成29年に次いで過去2番目に多い件数を記録したことが発表されました。

インターネットには、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のコミュニケーションの手段や輪を広げる便利な機能のほか、誰でも簡単に情報の収集、発信が行え、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。また利用方法も多様化し、子どもから大人まで様々な人にとって身近なものになっています。

「これぐらいなら、大丈夫だろう」という安易・不用意な書き込みでほかの人の人権を侵害しないために、インターネットを利用する際も、直接人と接するときと同じようにルールやモラルを守り、相手の人権を尊重し、お互いの顔は見えなくても、インターネットでつながった先にいるのは、心をもつ生身の人間であるということを忘れずにコミュニケーションをはかり、インターネットの特性を踏まえた上で起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大切になってくるでしょう。

佐那河内人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

（ヤ）なまわりうち俳句 GOING SANAGOCHI

### 石南ひまわり句会

一月十七日 村役場農振センター

石南ひまわり支部発足以来すばらしい俳句を続けてこられました安喜貞女さん御高齢のため今回をもちまして退部されました。誠に残念です。今後共健康にお気をつけてくれ側面より石南支部のため御助言下さります様お願いいたします。貞女さん長い間御苦労でした。（昭文記）

冬の雨何も出来ない農作業

西尾 武義

みどり子は小銭で足りるお年玉

西村 絵美

数の子や我が家の味をほめて食ぶ

安喜 昌子

千大根仕上り近し匂いくる

安喜 律子

あれこれと予定書きこむ初仕事

尾山 光雄

初夢や吾子の寝言は宝くじ

後藤 志郎

小春日にめでたや三つ子親は「ワン」

後藤あや子

陽溜りの墓に枝垂るる実南天

坂田 小夜

初詣賽銭投げよと抱きあげる

田口 寛子

良き年にねずみが踊る年賀状

丸野 幸枝

奇形大根給食センター初笑い

内藤 昭文

幼子のくつ下一つ初詣

高橋 仁美

# 地域おこし協力隊の 活動報告

## 高橋 仁美

手芸用のドライフルーツを作りはじめました。今行っている方法は、輪切りにしたフルーツをオーブンで少し焼いて1週間以上天日干しにし、最後につや出し用のニス塗る方法です。出荷されなかった「ゆこう」や「でこぼん（しらぬい）」、「金柑」を村内の人からおすそ分けいただき、試作し始めているところです。うまくいけば、ドライフラワーと同じようにインテリアや小物の飾りとして楽しむことができるそうです。身近な草花や果実を食べたりめめでたりして楽しむことができるのは、とても贅沢なことですね。まだ乾燥中なので、出来上がりが楽しみです。



## 宮岡 香織

3月9日付の日本農業新聞に「阿波アグリガールズラボ」の記事が掲載されました！すだち農家の大仲香織さんや私も所属しており、女性農業者やそれに関わる業種の女性がメンバーとして参加しています。協力隊の任期終了後は農産物の加工をして行きたいと考えているのでこれからもメンバーから刺激を受け、加工品開発に繋げて行きたいと思います。私の任期もあと半月、そして広報を書くのも今月で最後になります。移住してあっという間に3年が経ち、本当に色々な経験をさせていただいた事に感謝しています。地域の皆さまや役場の皆さまのお力添えがあったからこそ、楽しく3年間の任期を全うする事が出来たのだと思います。住みたい土地に定住でき、やりたいことも見付き、これから新しい生活が始まると思うと今からワクワクします！協力隊は卒業しますが、村内で活動をして行きたいと思っていますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。3年間、本当にありがとうございました！！



## 読み合い朗読会

「伝えたい村の話」佐那河内村史から

第50回

●わ～い、記念すべき50回に突入します。コロナで心穏やかでない日々だと思われそうですが、開催の予定です。●前は「天気俚語」を読みました。りげん？と思われたでしょうね。村の民間のことわざです。例えば抜粋すると。「朝雨に傘いらず」「卯の刻雨に傘持つな」朝に降った雨は止むということ？「夜あがりの雨はまた降る」雨が止んでも洗濯物は干さない？「トビが昼鳴けば雨が降る」動物の予知能力？「春の夕焼け遠路すな」天候が不順？「彼岸のかいわれ」彼岸時が大根の播き時？「ノミの四月カの五月」あっそうか。「カニが高登りすると大水が出る」台風の予告？「土用半ばに秋の風」夏の終りの警告？（頁1152より）

●解釈も違うかもしれませんが、お教えください。少し前の時代は農業に携わる人が多かったから、こんな言葉も日常的だったのでしょうか。そこで考えました。現代版で、「風車右なら晴、左ならくすれる」大河原高原の風力発電です。見上げて天気の予想をしましょう。先人にも笑って欲しいです。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

- 期 日 5月4日（月）19時30分～20時30分
- 場 所 農振センター（2階）
- 連絡先 鈴木（090-2156-7935）

## 学童保育だより

3月より新型コロナウイルス感染防止のため、国からの要請で全国の学校で臨時休校となり、佐那河内小中学校も臨時休校が決定しました。

このような状況の中、学童では臨時休校中も開所しています。

### 感染症対策として取り組んでいること

- ・換気のため窓を開放
- ・全員マスクを着用し、1時間おきに手洗い
- ・20分おきに緑茶を飲む

子どもたちは勉強や読書をしたり、みんなで映画を観たりと思いおもいの時間を過ごしています。



3/18(水) 今年も2人が卒業しました。6年生を送る会ができなかったため、卒業式の後、下級生みんなでお見送りをし、卒業おめでとうとありがとうの気持ちを込め記念品を渡しました。



## ●善意銀行だより●

●吉本 恒様 ……………金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

# 駐在所だより

今年は転勤も無く、昨年度と同様に佐那河内村駐在所に引き続き勤務して参ります。

皆さんのお宅付近を巡回しておりますので、ご用件のある人は手を振ってお気軽にお声をお掛けください。

また、駐在所 (tel.088-679-2110) へのご連絡をお待ちしております。  
なお緊急の場合は 110 番通報をお願いします。



渡辺 孝

## 佐那河内村地域の安全を守る会 新メンバー



総務省 行政相談委員  
西村 義顯

行政相談員 平成 25～約 7 年  
佐那河内村公民館館長 約 5 年



県薬事審議会委員  
日下 早苗

徳島県薬物乱用防止徳島地区  
協議会理事 平成 8～約 23 年

## 佐那河内村地域包括支援センターだより

4月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。新型コロナウイルス感染予防のため、6月開催予定分までを中止します。家庭内で簡単な体操に取り組むなど運動不足にご注意ください。

### 佐那河内村地域包括支援センター

- 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内
- 電話：679-3383 ■ 担当：佐々木・大西・加藤



月日	曜	行 事 名	場 所 ・ 時 間	備 考
4/21	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌11:00	
28	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌11:00	
5/11	月	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談・特別（法律）相談	農振センター1階 9:00～12:00	
12	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	追上駐車場 11:00～翌11:00	
14	木	県学カステップアップテスト	小中学校	小学4・5年生、中学1・2年生

役場窓口からのお知らせとお願い

## ゴールデンウィーク期間中の窓口業務について



**5月2日(土)から5月6日(水)までの窓口業務はお休みさせていただきます。**

この期間は、戸籍・住民票・印鑑証明・税証明など各種証明書は発行できません。

また、転入・転出など住民異動届の受付はできません。

なお、戸籍の届出は、閉庁時間外であっても、宿日直が受付します。ただし、閉庁期間は届書の審査ができないため、5月7日(木)の窓口開庁日以降に補記・訂正をお願いする場合がありますのでご了承ください。

閉庁期間中に婚姻届・養子縁組届など、戸籍届書の提出を予定されている人は、できましたら**5月1日(金)までに住民税務課戸籍係に一度ご相談ください。**

個人情報に関する内容のため削除しています



**OKAMOTO**  
CONSTRUCTION COMPANY

(株)岡本組  
佐那河内村上字宮前42-13  
☎679-3660/FAX679-3661

\*エクステリア工事  
・アルミ製品一式  
(カーポート・門扉・フェンス etc...)  
・駐車場  
\*土木工事・左官

**従業員  
募集中**

子どもたちに誇れるしごとを。

SHIMIZU CORPORATION  
**清水建設**

四国支店  
〒760-8533 香川県高松市寿町2丁目4番5号  
Tel.087(811)1804

**企業・個人事業者の  
みなさまへ**

令和2年度 広報さなごうち・HPの

**広告主を募集**しています!

健康づくりの会(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

**No.133 鬼まんじゅう**



**しあわせごはん**

栄養成分	エネルギー	149kcal	タンパク質	1.7g
	脂質	0.7g	炭水化物	33.8g
	塩分	0g		

●材料(4人分)

さつまいも	160g	薄力粉	40g
砂糖	40g	黒ごま	小1~2

●作り方

- ① さつまいもは皮をむき1cm角に切って水にさらす
- ② ①の水気を取りボウルに入れ砂糖を加えて、砂糖が見えなくなるまで手でもむ。
- ③ ②に薄力粉を入れてよく混ぜる。(粉っぽかったら水を少々加える)
- ④ ③を人数分に丸め、5cm角に切ったクッキングシートにのせ、黒ごまをふり蒸し器で15分蒸す。

●ポイント

1. 芋を砂糖でもむと水分が多くてたときは薄力粉を加えるなどして調整する。
2. アルミカップなどにいれてもOK。